

令和元年度中小企業調査・研究開発支援事業のご案内

鳥取県内の中小企業の皆さまの、新商品・新サービスの事業化・導入に向けた調査や研究開発の取組みを支援します。

応募受付期間

令和元年6月28日（金）午後5時まで（必着）
 （※採択数が予算枠に達しない場合には、再募集を行います。）

	調査支援型	研究開発支援型
対象事業	事業可能性調査や基礎的な調査段階の事業	事業化に向けて行う研究開発段階（市場規模・ニーズの把握など基礎的な調査研究を終え、その結果を踏まえ事業化に向けてより具体化・発展させた研究開発が必要となっている段階）の事業
対象者	県内に事業所等を有し、県内で事業を実施する中小企業者・グループ	
対象経費	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費など	※調査支援型の対象経費に加え以下の経費減価償却費、直接人件費、産業財産導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費（委託費等の合計、直接人件費はそれぞれ対象経費の50%以内。ただし、新たなシステム開発関連事業については直接人件費の割合の制限なし）
補助額	上限1,000千円	上限5,000千円
補助対象経費	下限1,000千円	下限5,000千円
補助率	2/3以内	
期間	最長12ヶ月	最長24ヶ月

○外部有識者等で構成する審査会で審査を行い、予算の範囲内で採否を決定します。審査に当たっては、すべての応募者に事業計画の説明・プレゼンテーションを行っていただきます。

○審査会での意見を踏まえ、事業内容の一部修正を条件に採択する場合があります。

○応募多数の場合は、審査会の前に書類審査を行う場合があります。

○応募の際は、鳥取県商工労働部産業振興課ホームページをご確認ください。

（URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/99773.htm>）

※以下の取組は補助対象となる「調査」「研究開発」に該当しないので、ご注意ください。

- ・本事業で実施する研究開発業務に一切関与しない一般的なデータの収集
- ・特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- ・既存の商品の通常生産活動及びそれに付随する品質管理等に関する活動や営業行為、販路開拓等
- ・一般従事者の研修及び訓練等の業務



【応募窓口・お問合せ先】

◆調査支援型

（東部地区）〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県商工労働部産業振興課 TEL (0857) 26-7564 FAX (0857) 26-8117

（中部地区）〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地

中部総合事務所地域振興局中部振興課 TEL (0858) 23-3985 FAX (0858) 23-3425

（西部地区）〒683-0054 米子市糺町1丁目160番地

西部総合事務所地域振興局西部観光商工課 TEL (0859) 31-9636 FAX (0859) 31-9639

◆研究開発支援型

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県商工労働部産業振興課 TEL (0857) 26-7564 FAX (0857) 26-8117